

《伝染病について》

学校保健法により次の病気は定められた登園停止期間が決められています。疾患によって、症状の程度によっていろいろなケースがありますので、専門医を受診して速やかに治療し、指示に従って登園するようにしてください。尚、登園する際には下記の表を参考にしてください。

第一種

対象疾病	登園停止期間	備考
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ 細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	治癒するまで	治癒証明書必要

第二種

対象疾病	主要症状	潜伏期間	登園停止期間	備考
麻疹 (はしか)	咳・くしゃみ・涙目・発熱 コプリック斑・発疹	8~12日	解熱した後3日を経過するまで	治癒 証 明 書 必 要
インフルエンザ	発熱・頭痛・咽頭痛・関節痛 胃腸症状	1~4日	発症した後5日を経過し、かつ 解熱後3日を経過するまで	
新型コロナ ウイルス感染症	発熱、咳、鼻水、倦怠感	1~3日	発症した後5日を経過し、かつ 症状が軽快した後1日を経過するまで	
風疹 (3日はしか)	発疹・発熱 頭頸部のリンパ節腫脹	16~18日	発疹が消失まで	
水痘 (水ぼうそう)	熱は無いかあっても軽い 水痘をもった発疹が胸・胸部・ 背中に多くみられる	14~16日	全ての発疹がかさぶたになるまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱・耳下腺の腫脹・疼痛	16~18日	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後、 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
結核	全身に影響 特に肺		感染の恐れがないと認められるまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・咽頭炎・結膜炎 目やに・充血	5~7日	主要症状がきえた後2日を経過するまで	
流行性角結膜炎	目やに・充血	2~14日	結膜炎症状の消失まで	
百日咳	特有な咳(コンコン、ヒュー)	7~10日	特有の咳が消失していること又は適切な抗 生剤による5日間の治療が終了している	
腸管出血性大腸炎 感染症(O157、O26、 O111等)	水様下痢便や腹痛、血便	ほとんどの大腸菌 は主に10時間 ~6日	感染の恐れがないと認められるまで	
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の充血、 結膜下出血、目やに、角膜混濁	平均24時間 又は2~3日	感染の恐れがないと認められるまで	
侵襲性髄膜炎菌感 染症(髄膜炎菌髄 膜炎)	発熱、頭痛、嘔吐急速に重症化す る場合がある	4日以内	感染の恐れがないと認められるまで	

※保育所における感染症対策ガイドライン 2018年改正版より 以上は治癒証明証を医師に記入して頂き、登園時にお持ちください。P24をコピーして下さい。

第三種

対象疾病	登園停止期間	備考
腸管出血性大腸菌感染症・出血性結膜炎	伝染のおそれなくなるまで	医師の 指示に 従う
手足口病・ヘルパンギーナ	全身状態が安定するまで	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬にて治療開始後24時間をすぎるまで	
ウイルス感染症	A型は肝機能が正常化するまで B、C型は、医師の判断により全身状態が良好になるまで	
マイコプラズマ感染症	急性期がすぎて全身状態が良好になるまで	
流行性嘔吐下痢症	病状回復後全身状態が良好になるまで	